

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	
高知県議会告示	ページ
◎高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程	1

議 会 告 示

高知県議会告示第3号

高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

令和5年4月1日

高知県議会議長 明神 健夫

高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程 (趣旨)

第1条 この規程は、高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年高知県条例第45号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。
(個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)

第3条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして高知県議会の議長（以下「議長」という。）が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条の規定により本人に対して通知する場合

には、前項各号に掲げる事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 概要
 - 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
 - 原因
 - 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
 - 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項
- 3 前項の規定による通知は、別記第1号様式による保有個人情報漏えい等事態発生通知書により行うものとする。
(電磁的方法)

第4条 条例第15条第4項の議長が定める電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第5条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第6条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項並びに附則第2項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があつ

たときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）
ア 行政機関等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第11項に規定する行政機関等をいう。）の職員又は当該職員であつた者

イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
(開示請求書)

第7条 条例第19条第1項に規定する開示請求書は、別記第2号様式による保有個人情報開示請求書とする。

(開示請求書の補正要求の手続)

第8条 条例第19条第3項の規定に基づき開示請求書の補正を求めようとするときは、別記第3号様式による保有個人情報開示請求書補正要求書により行うものとする。

(開示請求等における本人確認手続等)

第9条 条例第19条第2項、第33条第2項又は第40条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（次項において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、旅券、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第

<p>19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当であると認める書類</p> <p>2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りるものとする。</p> <p>(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの</p> <p>(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当であると認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの</p> <p>3 条例第18条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定に基づき代理人が開示請求等をする場合は、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。</p> <p>5 前項の書面は、別記第4号様式による代理人資格喪失届とする。</p> <p>6 第4項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。 (開示決定等の通知)</p> <p>第10条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法</p> <p>(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨</p> <p>(3) 写し等の送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用</p> <p>(4) 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施</p>	<p>することができる場合にあっては、電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項 (開示決定通知書等)</p> <p>第11条 条例第24条第1項の書面は、保有個人情報の全部を開示するときにあつては別記第5号様式による保有個人情報開示決定通知書と、保有個人情報の一部を開示するときにあつては別記第6号様式による保有個人情報部分開示決定通知書とする。</p> <p>2 条例第24条第2項の書面は、別記第7号様式による保有個人情報不開示決定通知書とする。ただし、その存否を明らかにしないときにあつては別記第8号様式による保有個人情報存否応答拒否決定通知書と、個人情報保有していないときにあつては別記第9号様式による個人情報不存在決定通知書とする。 (開示決定等期間延長通知書)</p> <p>第12条 条例第25条第2項の書面は、別記第10号様式による保有個人情報開示決定等期間延長通知書とする。 (開示決定等期限特例適用通知書)</p> <p>第13条 条例第26条第1項の書面は、別記第11号様式による保有個人情報開示決定等期限特例適用通知書とする。 (第三者意見照会書等)</p> <p>第14条 条例第27条第1項の規定による通知は、別記第12号様式による保有個人情報第三者意見書提出機会付与決定通知書により行うものとする。</p> <p>2 条例第27条第2項の書面は、別記第13号様式による保有個人情報第三者意見書提出機会付与通知書とする。</p> <p>3 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。</p> <p>4 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 開示請求の年月日</p> <p>(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限</p> <p>5 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 前項各号に掲げる事項</p> <p>(2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由</p> <p>6 条例第27条第3項の書面は、別記第14号様式による保有個人情報開示決定第三者通知書とする。 (電磁的記録の開示方法)</p> <p>第15条 条例第28条第1項の議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ること</p>	<p>ができるように組み合わせられたものをいう。以下この条において同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。</p> <p>(1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの聴取若しくは視聴又は複写したものの交付</p> <p>(2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは複写したものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）又は当該電磁的記録を電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。</p> <p>3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したものの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。 (開示の実施の方法等の申出手続)</p> <p>第16条 条例第28条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。</p> <p>(1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）</p> <p>(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分</p> <p>(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日</p> <p>(4) 写し等の送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨</p> <p>2 前項の書面は、別記第15号様式による保有個人情報開示実施方法等申出書とする。</p> <p>3 条例第24条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。 (写し等の交付に係る費用の納付の方法)</p> <p>第17条 条例第30条第1項ただし書の公文書の写し等の交付に係る費用の納付の方法は、高知県個人情報の保護に関する法律施</p>
---	---	---

行細則（令和5年高知県規則第18号。以下「知事規則」という。）第12条に定めるところによる。

（送付に要する費用の納付の方法等）

第18条 条例第31条の送付に要する費用及び当該費用の納付の方法は、知事規則第13条に定めるところによる。

（写し等の交付に係る費用の不徴収等）

第19条 条例第35条第1項の規定による決定に基づく訂正請求に係る保有個人情報の訂正に伴い訂正請求者から当該保有個人情報の開示を求められた場合の条例第30条第1項ただし書の公文書の写し等の交付に係る費用（条例第31条の送付に要する費用を含む。）の納付については、知事規則第14条第1項に定めるところによる。

2 前項の規定は、既に公文書の写し等を交付した部分について、裁決又は判決に基づき開示をする範囲を広げて再度開示をする場合に準用する。

3 条例第30条第3項の規定に基づく特定個人情報の開示をする場合における公文書の写し等の交付に係る費用の額の減額又は免除に関し必要な事項は、知事規則第14条第3項から第7項までに定めるところによる。

（訂正請求書）

第20条 条例第33条第1項に規定する訂正請求書は、別記第16号様式による保有個人情報訂正請求書とする。

（訂正請求書の補正要求の手續）

第21条 条例第33条第3項の規定に基づき訂正請求書の補正を求めようとするときは、別記第17号様式による保有個人情報訂正請求書補正要求書により行うものとする。

（訂正決定通知書等）

第22条 条例第35条第1項の書面は、別記第18号様式による保有個人情報訂正決定通知書とする。

2 条例第35条第2項の書面は、別記第19号様式による訂正をしない旨の決定通知書とする。

（訂正決定等期間延長通知書）

第23条 条例第36条第2項の書面は、別記第20号様式による保有個人情報訂正決定等期間延長通知書とする。

（訂正決定等期限特例適用通知書）

第24条 条例第37条第1項の書面は、別記第21号様式による保有個人情報訂正決定等期限特例適用通知書とする。

（訂正実施通知書）

第25条 条例第38条の書面は、別記第22号様式による保有個人情報訂正実施通知書とする。

（利用停止請求書）

第26条 条例第40条第1項に規定する利用停止請求書は、別記第23号様式による保有個人情報利用停止請求書とする。

（利用停止請求書の補正要求の手續）

第27条 条例第40条第3項の規定に基づき利用停止請求書の補正

を求めようとするときは、別記第24号様式による保有個人情報利用停止請求書補正要求書により行うものとする。

（利用停止決定通知書等）

第28条 条例第42条第1項の書面は、別記第25号様式による保有個人情報利用停止決定通知書とする。

2 条例第42条第2項の書面は、別記第26号様式による保有個人情報非利用停止決定通知書とする。

（利用停止決定等期間延長通知書）

第29条 条例第43条第2項の書面は、別記第27号様式による保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書とする。

（利用停止決定等期限特例適用通知書）

第30条 条例第44条第1項の書面は、別記第28号様式による保有個人情報利用停止決定等期限特例適用通知書とする。

（高知県行政不服審査会諮問通知書）

第31条 条例第46条第2項の規定による通知は、別記第29号様式による高知県行政不服審査会諮問通知書により行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に高知県議会が保有している個人情報ファイルについての第6条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年3月高知県議会告示第3号）の施行後遅滞なく」とする。

別記

第1号様式(第3条関係)

第 年 月 日 号

様

高知県会議長



保有個人情報漏えい等事態発生通知書

高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第11条の規定により、次のとおり通知します。

生じた事態の概要	
漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目	
当該事態が生じた原因	
二次被害又はそのおそれの有無及びその内容	
その他参考となる事項	

第2号様式(第7条関係)

年 月 日

高知県会議長 様

開示請求をする者 郵便番号
住所又は居所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び)
代表者の職・氏名
電話番号

保有個人情報開示請求書

高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第18条の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)	
求める開示の実施の方法等(記入は、任意です。)	<input type="checkbox"/> 閲覧、聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 写し等の交付 (実施の希望日時: 年 月 日 時頃) <input type="checkbox"/> 写し等の郵送
本人の状況等(代理人が開示を請求する場合に記入してください。)	本人の氏名
	本人の住所又は居所
	本人の状況

- 注 1 本人が請求する場合は、本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険被保険者証、個人番号カード、旅券等)の原本を窓口で提示し、又は提出してください。また、「求める開示の実施の方法等」については、保有個人情報開示実施方法等申出書(別記第15号様式)により、開示決定後に申し出ることもできます。
- 2 法定代理人が請求する場合は、当該法定代理人について本人であることを証明する書類のほか、当該法定代理人の資格を証明する書類(戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、成年後見登記事項証明書等)の原本を窓口で提示し、又は提出してください。また、法定代理人が法人であるときは、当該法人の代表者印を「請求者」の「氏名」欄に押印して、その印鑑証明書を提出してください。
- 3 任意代理人が請求する場合は、当該任意代理人について本人であることを証明する書類のほか、委任状その他その資格を証明する書類(請求の日前30日以内に作成されたものに限り)を提出してください。
- 4 この請求書を送付して請求する場合は、1の本人であることを証明する書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(請求の日前30日以内に作成されたものに限り)の原本を提出してください。ただし、個人番号カードを複写機により複写したものを提出するときは、表面のみを複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載があるときは、当該個人番号を黒塗りしてください。また、健康保険被保険者証を複写機により複写したものを提出するときは、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りしてください。

※下欄には、記入しないでください。

本人等の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他()		
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 成年後見登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()		
担当課名	電話番号	担当者名	内線
備考			

第3号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県議会議長



保有個人情報開示請求書補正要求書

年 月 日付けの保有個人情報開示請求書については、形式上の不備がありますので、高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第3項の規定に基づき次のとおり補正を求めます。

補正が必要な箇所及びその内容	
補正後の保有個人情報開示請求書の提出期限	年 月 日
担当課名等	電話番号 内線
備考	

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

高知県議会議長 様

届出者（資格喪失代理人） 郵便番号

住所又は居所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

代理人資格喪失届

年 月 日付けの保有個人情報開示請求書を提出しました代理人について、その資格を喪失しましたので、高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程第9条第4項の規定により次のとおり届け出ます。

代理人の資格を喪失した理由	
代理人の資格を喪失した年月日	年 月 日
その他参考となる事項	

第5号様式 (第11条関係)

第 年 月 日 号

様

高知県議会議長



保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求がありました保有個人情報については、高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第1項の規定により全部を開示することを決定しましたので、次のとおり通知します。

開示決定に係る保有個人情報の名称等	
処分決定年月日	年 月 日
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施の方法等	<p>1 開示請求書において希望されたとおりです。 方法： 日時： 場所：</p> <p>2 開示請求書において希望されたとおりではありません。 方法： 日時： 場所：</p> <p>3 次の日時のうちから希望される日時を指定して、保有個人情報開示実施方法等申出書（別記第15号様式）を提出してください（1又は2で指定されている方法等の変更を希望される場合にも、提出することができます。）。 日時： 場所：</p> <p>4 写し等の郵送による場合の準備日数及び費用（見込額） 日数： 日間程度 郵送費用： 円</p>
担当課名等	電話番号 内線
備考	
注	<p>1 指定された日時に来られないときは、事前に担当課に連絡してください。</p> <p>2 開示を受ける場合は、この通知書を提示してください。ただし、この通知書を提示することができない場合は、開示決定を受けた本人、法定代理人又は任意代理人であることを証明する書類を提示してください。</p> <p>3 写し等の郵送による場合は、郵送費用に加えて、写し等の交付に係る費用の納付が必要です。</p>

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第6号様式 (第11条関係)

第 年 月 日 号

様

高知県議会議長



保有個人情報部分開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求がありました保有個人情報については、高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第1項の規定により一部を除いて開示することを決定しましたので、次のとおり通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
処分決定年月日	年 月 日
保有個人情報の開示をしない部分及びその理由	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施の方法等	<p>1 開示請求書において希望されたとおりです。 方法： 日時： 場所：</p> <p>2 開示請求書において希望されたとおりではありません。 方法： 日時： 場所：</p> <p>3 次の日時のうちから希望される日時を指定して、保有個人情報開示実施方法等申出書（別記第15号様式）を提出してください（1又は2で指定されている方法等の変更を希望される場合にも、提出することができます。）。 日時： 場所：</p> <p>4 写し等の郵送による場合の準備日数及び費用（見込額） 日数： 日間程度 郵送費用： 円</p>
担当課名等	電話番号 内線
備考	
注	<p>1 指定された日時に来られないときは、事前に担当課に連絡してください。</p> <p>2 開示を受ける場合は、この通知書を提示してください。ただし、この通知書を提示することができない場合は、開示決定を受けた本人、法定代理人又は任意代理人であることを証明する書類を提示してください。</p> <p>3 写し等の郵送による場合は、郵送費用に加えて、写し等の交付に係る費用の納付が必要です。</p>

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第7号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県議会議長



保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求がありました保有個人情報については、高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第2項の規定により開示しないことを決定しましたので、次のとおり通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
処分決定年月日	年 月 日
保有個人情報を開示しない理由	
担当課名等	電話番号 内線
備考	

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第8号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県議会議長



保有個人情報存否応答拒否決定通知書

年 月 日付けで開示請求がありました保有個人情報については、高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第23条の規定に基づき存否を明らかにしないことを決定しましたので、次のとおり通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
処分決定年月日	年 月 日
保有個人情報の存否を明らかにしない理由	
担当課名等	電話番号 内線
備考	

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第9号様式 (第11条関係)

第 号
年 月 日

様

高知県議会議長



個人情報不存決定通知書

年 月 日付けで開示請求がありました保有個人情報については、高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第2項の規定により開示請求に係る保有個人情報を保有していないことを決定しましたので、次のとおり通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
処分決定年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	
担当課名等	電話番号 内線
備考	

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県議会議長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第10号様式 (第12条関係)

第 号
年 月 日

様

高知県議会議長



保有個人情報開示決定等期間延長通知書

年 月 日付けでされました保有個人情報の開示請求については、高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第25条第2項の規定に基づき開示決定等の期間を延長することとしましたので、次のとおり通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長前の期間満了年月日	年 月 日
延長後の期間及び期間満了年月日	日 (年 月 日)
開示決定等の期間を延長することとした理由	
担当課名等	電話番号 内線
備考	

第11号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県議会議長



保有個人情報開示決定等期限特例適用通知書

年 月 日付けでされました保有個人情報の開示請求については、高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第26条第1項の規定に基づき開示決定等の期限の特例を適用しますので、次のとおり通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示決定等の期間満了年月日	年 月 日
開示決定等の期限の特例を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
担当課名等	電話番号 内線
備考	

第12号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県議会議長



保有個人情報第三者意見書提出機会付与決定通知書（照会）

あなた（貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第18条の規定に基づく開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第1項の規定に基づき御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することについて御意見があるときは、別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」（以下「意見書」といいます。）を提出していただくようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合は、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先（担当課名等）	電話番号 内線
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

別紙

年 月 日

高知県議会議長 様

提出者 郵便番号

住所又は居所

氏名

（法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日付け 第 号で照会のありました保有個人情報を開示することについて、次のとおり意見書を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されても支障又は不利益はありません。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されると支障又は不利益があります。 1 支障又は不利益がある部分 2 支障又は不利益の具体的な内容
提出者の連絡先（担当部署名、電話番号等）	

第13号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県議会議長



保有個人情報第三者意見書提出機会付与通知書（照会）

あなた（貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第18条の規定に基づく開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第2項の規定により御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することについて御意見があるときは、別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」（以下「意見書」といいます。）を提出していただくをお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合は、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求年月日	年 月 日
高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第27条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	<input type="checkbox"/> 第27条第2項第1号適用 <input type="checkbox"/> 第27条第2項第2号適用 適用理由 （ ）
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先（担当課名等）	電話番号 内線
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

別紙

年 月 日

高知県議会議長 様

提出者 郵便番号

住所又は居所

氏名

(法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

電話番号

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日付け 第 号で照会のありました保有個人情報を開示することについて、次のとおり意見書を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されても支障又は不利益はありません。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されると支障又は不利益があります。 1 支障又は不利益がある部分 2 支障又は不利益の具体的な内容
提出者の連絡先(担当部署名、電話番号等)	

第14号様式（第14条関係）

第 年 月 日

様

高知県議会議長

印

保有個人情報開示決定第三者通知書

あなた（貴社等）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、開示決定をいたしましたので、高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第27条第3項の規定により次のとおり通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示決定年月日	年 月 日
開示実施年月日	年 月 日
開示決定に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴社等）に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
担当課名等	電話番号 内線
備考	

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第15号様式 (第16条関係)

年 月 日

高知県議会議長 様

申出者 (開示を受ける者) 郵便番号
住所又は居所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び)
代表者の職・氏名
電話番号

保有個人情報開示実施方法等申出書

開示決定を受けました保有個人情報について、高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第28条第3項の規定により次のとおり開示の実施の方法等について申し出ます。

Table with 4 main rows: 1. 保有個人情報 (部分) 開示決定通知書の日付及び番号 (Date and number); 2. 開示決定に係る保有個人情報の名称等 (Name); 3. 開示の実施の方法等 (Method, Location, Time); 4. その他参考となる事項 (Other references).

- 注 1 「開示の実施の方法等」欄は、先に交付しました保有個人情報 (部分) 開示決定通知書の「開示の実施の方法等」欄に記載している内容に応じて記入してください。
注 2 開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求めることができますので、その場合は、「開示の実施の方法等」の「方法」欄にその部分を特定することができるように記入してください。
注 3 この申出書は、正当な理由がない限り、保有個人情報 (部分) 開示決定通知書の交付を受けた日から30日以内に提出してください。

第16号様式 (第20条関係)

年 月 日

高知県議会議長 様

訂正請求をする者 郵便番号
住所又は居所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び)
代表者の職・氏名
電話番号

保有個人情報訂正請求書

高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第32条第1項及び第2項の規定に基づき保有個人情報の訂正を請求しますので、次のとおり訂正請求書を提出します。

Table for correction request: 1. 保有個人情報の開示を受けた日 (Date); 2. 保有個人情報 (部分) 開示決定通知書の日付及び番号 (Date and number); 3. 訂正請求の趣旨及び理由 (Purpose and reason); 4. 本人の状況等 (本人の氏名, 住所, 本人の状況).

- 注 1 本人が請求する場合は、本人であることを証明する書類 (運転免許証、健康保険被保険者証、個人番号カード、旅券等)の原本を窓口で提示し、又は提出してください。
注 2 法定代理人が請求する場合は、当該法定代理人について本人であることを証明する書類のほか、当該法定代理人の資格を証明する書類 (戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、成年後見登記事項証明書等)の原本を窓口で提示し、又は提出してください。
注 3 任意代理人が請求する場合は、当該任意代理人について本人であることを証明する書類のほか、委任状その他その資格を証明する書類 (請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。
注 4 この請求書を送付して請求する場合は、1の本人であることを証明する書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し (請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。)の原本を提出してください。
注 5 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行ってください。

※下欄には、記入しないでください。

Table for confirmation: 本人等の確認 (運転免許証, 健康保険被保険者証, 個人番号カード, 旅券, 戸籍謄本, 戸籍全部事項証明書, 成年後見登記事項証明書, 委任状, その他); 担当課名等 (電話番号); 担当者名 (内線); 備考

第17号様式（第21条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県議会議長



保有個人情報訂正請求書補正要求書

年 月 日付けの保有個人情報訂正請求書については、形式上の不備がありますので、高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第33条第3項の規定に基づき次のとおり補正を求めます。

補正が必要な箇所及びその内容	
補正後の保有個人情報訂正請求書の提出期限	年 月 日
担当課名等	電話番号 内線
備考	

第18号様式（第22条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県議会議長



保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求がありました保有個人情報については、高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第35条第1項の規定により訂正をすることを決定しましたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
処分決定年月日	年 月 日
訂正請求の趣旨	
訂正をする内容	
訂正をする理由	
担当課名等	電話番号 内線
備考	

- (教示)
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
 - この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第19号様式（第22条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県議会議長



保有個人情報非訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求がありました保有個人情報については、高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第35条第2項の規定により訂正をしないことを決定しましたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
処分決定年月日	年 月 日
訂正請求の趣旨	
訂正をしないこととした理由	
担当課名等	電話番号 内線
備考	

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第20号様式（第23条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県議会議長



保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

年 月 日付けでされました保有個人情報の訂正請求については、高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第36条第2項の規定に基づき訂正決定等の期間を延長しますので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長前の期間満了年月日	年 月 日
延長後の期間及び期間満了年月日	日（ 年 月 日）
訂正決定等の期間を延長する理由	
担当課名等	電話番号 内線
備考	

第21号様式（第24条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県議会議長



保有個人情報訂正決定等期限特例適用通知書

年 月 日付けでされました保有個人情報の訂正請求については、高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第37条第1項の規定に基づき訂正決定等の期限の特例を適用しますので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正決定等の期間満了年月日	年 月 日
訂正決定等の期限の特例を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
担当課名等	電話番号 内線
備考	

第22号様式（第25条関係）

第 号
年 月 日

(他の行政機関の長等) 様

高知県議会議長



保有個人情報訂正実施通知書

貴職に提供しています保有個人情報の訂正請求については、高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第38条の規定により次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求事案移送通知書の日付及び番号	年 月 日付け 第 号
訂正実施年月日	年 月 日
訂正請求の趣旨	
訂正を実施した内容	
訂正を実施した理由	
訂正を実施した担当課名等	電話番号 内線
備考	

第23号様式 (第26条関係)

年 月 日

高知県議会議長 様

利用停止請求をする者 郵便番号
住所又は居所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の職・氏名
電話番号

保有個人情報利用停止請求書

高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第39条第1項及び第2項の規定に基づき保有個人情報の利用停止を請求しますので、次のとおり利用停止請求書を提出します。

Table with 2 columns: Field Name (e.g., 保有個人情報の開示を受けた日, 保有個人情報(部分)開示決定通知書の日付及び番号) and Value (e.g., 年 月 日, 年 月 日付け 第 号).

- 注 1 本人が請求する場合は、本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険被保険者証、個人番号カード、旅券等)の原本を窓口で提示し、又は提出してください。
2 法定代理人が請求する場合は、当該法定代理人について本人であることを証明する書類のほか、当該法定代理人の資格を証明する書類(戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、成年後見登記事項証明書等)の原本を窓口で提示し、又は提出してください。
3 任意代理人が請求する場合は、当該任意代理人について本人であることを証明する書類のほか、委任状その他その資格を証明する書類(請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。
4 この請求書を送付して請求する場合は、1の本人であることを証明する書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。)の原本を提出してください。
5 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行ってください。

※下欄には、記入しないでください。

Table with 2 columns: Field Name (e.g., 本人等の確認, 担当課名等) and checkboxes/Text (e.g., 運転免許証, 健康保険被保険者証, 個人番号カード, 旅券).

第24号様式 (第27条関係)

第 号
年 月 日

様

高知県議会議長



保有個人情報利用停止請求書補正要求書

年 月 日付けの保有個人情報利用停止請求書については、形式上の不備がありますので、高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第40条第3項の規定に基づき次のとおり補正を求めます。

Table with 2 columns: Field Name (e.g., 補正が必要な箇所及びその内容, 補正後の保有個人情報利用停止請求書の提出期限) and Value (e.g., 年 月 日, 電話番号, 内線).

第25号様式 (第28条関係)

第 号
年 月 日

様

高知県議会議長



保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求がありました保有個人情報については、高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第42条第1項の規定により利用停止をすることを決定しましたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
処分決定年月日	年 月 日
利用停止請求の趣旨	
利用停止をする内容	
利用停止をする理由	
担当課名等	電話番号 内線
備考	

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県議会議長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第26号様式 (第28条関係)

第 号
年 月 日

様

高知県議会議長



保有個人情報非利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求がありました保有個人情報については、高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第42条第2項の規定により利用停止をしないことを決定しましたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
処分決定年月日	年 月 日
利用停止請求の趣旨	
利用停止をしないこととした理由	
担当課名等	電話番号 内線
備考	

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県議会議長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第27号様式（第29条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県議会議長



保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

年 月 日付けでされました保有個人情報の利用停止請求については、高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第43条第2項の規定に基づき利用停止決定等の期間を延長しますので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長前の期間満了年月日	年 月 日
延長後の期間及び期間満了年月日	日（ 年 月 日）
利用停止決定等の期間を延長する理由	
担当課名等	電話番号 内線
備考	

第28号様式（第30条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県議会議長



保有個人情報利用停止決定等期限特例適用通知書

年 月 日付けでされました保有個人情報の利用停止請求については、高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第44条第1項の規定に基づき利用停止決定等の期限の特例を適用しますので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止決定等の期間満了年月日	年 月 日
利用停止決定等の期限の特例を適用する理由	
利用停止決定等をすすめる期限	年 月 日
担当課名等	電話番号 内線
備考	

第29号様式（第31条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県議会議長



高知県行政不服審査会諮問通知書

年 月 日付けでされました高知県議会議長に対する審査請求については、高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第46条第1項の規定により高知県行政不服審査会に諮問しましたので、次のとおり通知します。

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る処分又は不作為	
審査請求の趣旨	
諮問年月日及び諮問番号	年 月 日付け 第 号
担当課名等	電話番号 内線
備考	